

終了促進措置の実施に関する合意書

防衛省整備計画局長（以下「国」という。）及び1.7GHz帯周波数移行促進共同企業体（以下「本共同企業体」という。）は、平成30年総務省告示第34号「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件」（以下「開設指針」という。）に基づき、本共同企業体が行う終了促進措置の対象となる国の設備（以下「対象設備」という。）の周波数移行に関して、本共同企業体が、自らの責任及び負担において、バックアップ設備等（第14条（バックアップ設備等の提供）に定義する。）を提供した上で、対象設備を撤去し、かつ、対象設備に代わる新周波数帯の設備及び施設等（以下「移行先設備」という。）を製造又は建設し、別紙1「本共同企業体が負担する費用の範囲」に示す範囲の費用を負担の上、国に引渡しすることについて、以下のとおりこの合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

なお、本共同企業体は、平成30年8月10日付「1.7GHz 帯周波数移行終了促進措置にかかる共同企業体の設立に関する協定書」に基づき設立された沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社及び楽天モバイルネットワーク株式会社を構成員（以下、当該構成員たる各社をそれぞれ「構成企業」という。）とする共同企業体である。KDDI株式会社は、本共同企業体の代表者として本合意書に基づく契約事項に関する国、監督官庁及び第三者との折衝並びに本共同企業体の取りまとめ業務に関する責任を負うとともに、各構成企業は、本合意書上の本共同企業体の全ての義務及び役務の履行について連帯して責任を負う。

（総則）

- 第1条 本共同企業体は、本合意書のほか、別途定める仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、該当する移行先設備等を製造又は建設して国に引き渡すものとする。ただし、仕様及び実施の方向については、国と本共同企業体にて協議し合意するものとする。
- 2 国は、本合意書に明示の規定がある場合を除き、本共同企業体による本合意書に基づくバックアップ設備等の提供、対象設備の撤去並びに移行先設備の製造及び建設等の業務の実施について、何らの費用、損失及び損害を負担しない。
- 3 製造方法、施工方法その他バックアップ設備等の提供又は移行先設備を製造若しくは建設するために必要な一切の手段については、本合意書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、本共同企業体はその責任において定める。
- 4 本合意書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 本合意書の履行に関して国と本共同企業体との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本合意書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本合意書の履行に関して国と本共同企業体との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 本合意書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商

法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 本合意書は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 本合意書に係る訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とする。

11 国は、本合意書に基づく全ての行為を本共同企業体の代表者に対して行うものとし、国が当該代表者に対して行った本合意書に基づく全ての行為は、本共同企業体の全ての構成企業に対して行ったものとみなし、また、本共同企業体は、国に対して行う本合意書に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 本共同企業体は、本合意書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項にかかわらず、本共同企業体の構成企業が、一般社団法人1.7GHz移行推進協会を設立した場合、本合意書に基づく本共同企業体の契約上の地位を、当該一般社団法人に移転するものとする。

（委任又は下請負）

第3条 本共同企業体は、受任者又は下請負人が以下に掲げる条件を満たす場合に限り、バックアップ設備等の提供、対象設備の撤去並びに移行先設備の製造及び建設、その他終了促進措置に必要な業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。なお、本共同企業体は、バックアップ設備等の提供、対象設備の撤去並びに移行先設備の製造及び建設の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合であっても、本合意書により本共同企業体の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

（1）当該時点において有効な防衛省における一般競争（指名競争）参加資格のうち、当該第三者に委任し、又は請け負わせる業務の内容に応じて、測量・建設コンサルタント等業務及び建設工事の格付けのいずれかを受けており、各移行先設備の納入場所を管轄する地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること）かつ、当該時点及び前年度から15年以内に国内公共工事の実績がある者。

（2）当該時点において有効な防衛省における一般競争（指名競争）参加資格のうち、「物品の製造」は「C」以上の格付けを受けているものであること。

2 本共同企業体は、バックアップ設備等の提供、対象設備の撤去並びに移行先設備の製造及び建設の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、国から求めがあった場合、受任者又は下請負人につき、商号、名称その他必要な事項及び前項に規定する条

件を満たすことを証明する書面（資格審査結果通知書）の写しを提出するものとする。

- 3 本共同企業体がバックアップ施設等の提供、対象設備の撤去並びに移行先設備の製造及び建設、その他終了促進措置に必要な業務の全部若しくは一部を委任又は請け負わせようとする第三者が第1項の規定に依り難い場合は、国と協議のうえ国の承諾を得ることで前項の確認に代えるものとする。

（特許法等上の権利の侵害の禁止）

- 第4条 本共同企業体は、本合意書の履行に当たり、第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利又は技術上の知識に関し第三者が本共同企業体に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本共同企業体が、前項の必要な措置を講じなかったことにより国が損害を受けた場合は、国は、本共同企業体に対してその賠償を請求することができる。

（対象設備、移行先設備、納入場所及び区間）

- 第5条 対象設備の詳細は、別紙2「対象設備一覧表」のとおりとする。ただし、対象設備のうち、移行先設備とともに継続利用が可能な設備については、国及び本共同企業体は協議の上、第15条（対象設備の撤去）に定める撤去の対象から除外するものとする。
- 2 移行先設備の詳細（非常用可搬型無線装置を含む。）及び納入場所（以下「納入場所」という。）は、別紙3「移行先設備一覧表」のとおりとする。
- 3 各区間の詳細は、別紙4「各区間（移行先設備・バックアップ）及びバックアップ設備等一覧表」のとおりとする。

（納入期限）

- 第6条 各区間に係る移行先設備の納入期限（以下「納入期限」という。）は、国と本共同企業体にて協議して定めるものとする。また、納入期限を変更する場合においても、同様とする。

（納期前の一部利用）

- 第7条 国は、正当な事由がある場合、バックアップ設備等及び移行先設備の納期前に、国が一部の利用を本共同企業体に要望することができる。
- 2 本共同企業体は、一部利用の可否について判断した上で、一部利用が可能な場合、別途、国と当該設備一部利用に関わる文書を締結した上で、国に利用を許可するものとする。
- 3 国の一部利用に起因して納入期限までに移行設備の引渡しがなされなかった場合における本共同企業体の責任は生じないものとする。
- 4 国の一部利用に起因して追加の費用及び当該設備への損傷等が生じた場合の復旧費用、国

のほかの設備等への影響による損害などの負担については国によるものとする。

- 5 国が一部利用を開始した場合の当該設備の全ての瑕疵担保は、一部利用を開始した日を全ての瑕疵責任の開始日として起算するものとする。

(受審計画書の作成)

第8条 本共同企業体は、仕様書の定めるところに従い、本合意書締結後速やかに、国と細部日程等を調整の上、移行先設備の技術審査に係る審査項目、日程及び場所を記載した受審計画書（以下「受審計画書」という。）を作成して国に提出しなければならない。

(計画審査)

第9条 前条に規定する受審計画書の提出後、本共同企業体は、仕様書及び受審計画書の定めるところに従い、国が実施する計画審査の1週間前までに、計画審査資料を国に提出しなければならない。

- 2 国は、前項に従って提出された計画審査資料を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。
- 3 前項の定めるところに従ってなされる計画審査資料の変更に要する一切の費用は、本共同企業体の負担とする。
- 4 本共同企業体は、計画審査資料に係る国の計画審査に合格した後速やかに、仕様書に定めるところに従い、事業計画書を国に提出しなければならない。

(履行報告)

第10条 本共同企業体は、バックアップ設備等の提供、対象設備の撤去並びに移行先設備の設計、製造及び建設の進捗状況に関する報告書を四半期（1月1日から3月31日、4月1日から6月30日、7月1日から9月30日及び10月1日から12月31日）ごとに作成し、各四半期終了後速やかに、国に提出するものとする。

- 2 前項に規定するほか、本共同企業体は、国が請求した場合には、本合意書の履行について国に速やかに書面により報告しなければならない。

(用地の確保等)

第11条 国は、仕様書において定められた移行先設備の納入場所を、本共同企業体が必要とする日（仕様書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 本共同企業体は、確保された納入場所を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(設計業務の実施)

第12条 本共同企業体は、本合意書及び仕様書に従い、移行先設備の設計を行い、当該設計の瑕疵について全ての責任を負う。

- 2 本共同企業体は、本合意書締結後直ちに、仕様書に基づき、各区分について移行先設備の設計を開始する。
- 3 本共同企業体は、各区分について移行先設備の設計が完了した場合、国に通知の上、仕様書及び受審計画書の定めるところに従い、国が実施する設計審査の1週間前までに（ただし、第9条（計画審査）に定めるところに従い、事業計画書を国に提出した後でなければならない。）、当該区分に係る移行先設備についての設計審査資料を作成して国に提出し、国の設計審査を受けなければならない。本共同企業体は、設計審査資料に係る国の設計審査に合格した後でなければ、当該区分に係る移行先設備の製造及び建設を開始することはできない。
- 4 本共同企業体は、前項の規定による国の設計審査が、本共同企業体の責任を何ら軽減又は免除させるものでないことを確認する。
- 5 本共同企業体は、設計審査資料について、仕様書に適合しない箇所を発見した場合は、本共同企業体の負担において設計審査資料を修正する。
- 6 国は、提出された設計審査資料について、それが仕様書に規定される当該区分に係る移行先設備の要件を満たさないこと等を理由として、修正を求めることができる。かかる修正の内容は、理由を付して本共同企業体に通知するものとする。
- 7 国に提出した設計審査資料について国より修正の通知があった場合、本共同企業体は、自らの責任においてかかる設計審査資料を是正して再提出するか、又はかかる設計審査資料の修正通知について意見を述べることができる。本共同企業体が意見を述べたときは、国の修正の内容について国及び本共同企業体が協議の上、その取扱いを定める。
- 8 前項の定めるところに従ってなされる設計審査資料の是正に要する一切の費用は、本共同企業体の負担とする。
- 9 第7項の定めるところに従って本共同企業体が是正を行った場合、本共同企業体は、直ちに是正された設計審査資料を国に再提出の上、国の設計審査を受けるものとする。この場合、当該設計審査に係る手続は、第3項から前項までの例によるものとする。
- 10 本共同企業体は、国による設計審査資料に係る設計審査に合格した後速やかに、仕様書の定めるところに従い、設計資料を国に提出しなければならない。

（停波措置）

- 第13条 国は、各区分について、別紙5「停波期限及び停波予定日一覧表」に定める停波期限までに、第14条（バックアップ設備等の提供）に定めるバックアップ設備等が国に対して提供されていることを条件として、当該区分に係る対象設備について停波措置を実施するものとする。
- 2 国は、本共同企業体と事前に協議した上で、前項に規定する停波措置を実施する1ヶ月前までに、本共同企業体に対して停波措置を実施する日（以下「停波日」という。）を通知す

るものとする。なお、別紙5「停波期限及び停波予定日一覧表」に定める停波予定日は、本合意書締結時点における停波日の予定日であり、停波日が当該予定日と異なる場合であっても、本共同企業体は、国に対して何らの費用、損失及び損害も請求することはできない。

(バックアップ設備等の提供)

第14条 本共同企業体は、各区分について、当該区分に係る停波日の10日前までに、第24条（検査及び引渡し）に従って当該区分に係る移行先設備を国に引き渡し、運用を開始するまでの間、国が当該区分において業務を継続するために必要な代替機器、借上回線その他の設備及び機器等並びにこれに関連する役務（以下「バックアップ設備等」という。）を国に対して提供し、第24条（検査及び引渡し）に従って当該区分に係る移行先設備を国に引き渡し、運用を開始するまでの間、かかるバックアップ設備等の提供を継続しなければならない。

2 各区分に係るバックアップ設備等の詳細は、別紙4「各区分（移行先設備・バックアップ）及びバックアップ設備等一覧表」のとおりとする。

(対象設備の撤去)

第15条 本共同企業体は、各区分について、第13条（停波措置）に従って当該区分に係る対象設備について停波措置が実施された後速やかに、本合意書及び仕様書に定めるところに従い、当該区分に係る対象設備の撤去に係る工事を実施する。なお、撤去の対象となる対象設備の範囲については、各区分について、国及び本共同企業体が協議の上、合意により決定するものとする。

(移行先設備の製造及び建設)

第16条 本共同企業体は、設計審査資料に係る国の設計審査に合格した後速やかに、本合意書、仕様書及び設計資料に定めるところに従い、当該区分に係る移行先設備の製造及び建設を開始する。

2 本共同企業体は、第9条（計画審査）第4項に従って国に提出した事業計画書に従って移行先設備の製造及び建設を遂行するものとする。

(技術確認試験実施要領審査)

第17条 本共同企業体は、各区分について、仕様書及び受審計画書の定めるところに従い、国と日程等を調整の上、国が実施する技術確認試験実施要領審査の1週間前までに、技術確認試験実施要領審査資料を作成して国に提出し、国の技術確認試験実施要領審査を受けなければならない。

2 国は、前項に従って提出された技術確認試験実施要領審査資料を不相当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

3 前項の定めるところに従ってなされる技術確認試験実施要領審査資料の変更に要する一

切の費用は、本共同企業体の負担とする。

- 4 本共同企業体は、国の技術確認試験実施要領審査に合格した後速やかに、仕様書に定めるところに従い、技術確認試験実施要領書を国に提出しなければならない。

(技術確認試験結果審査)

第18条 本共同企業体は、技術確認試験実施要領書に従って技術確認試験を実施し、仕様書及び受審計画書の定めるところに従い、国と日程等を調整の上、国が実施する技術確認試験結果審査の1週間前までに、技術確認試験結果審査資料を作成して国に提出し、国の技術確認試験結果審査を受けなければならない。

- 2 本共同企業体は、前項の規定による技術確認試験結果審査に合格しないときは、自らの責任と負担において直ちに当該区間に係る移行先設備を修補等して技術確認試験を実施の上、国の技術確認試験結果審査を受けなければならない。この場合、当該技術確認試験結果審査に係る手続は、前項の例によるものとする。
- 3 本共同企業体は、国の技術確認試験結果審査に合格した後速やかに、仕様書に定めるところに従い、技術確認試験結果報告書を国に提出しなければならない。

(仕様書の変更)

第19条 国及び本共同企業体は、必要があると認めるときは、相互に協議した上で、仕様書を変更することができる。

(製造又は建設の一時中止)

第20条 国は、自衛隊法第6章に定める自衛隊の行動等により必要があると認めるときは、各区間について、移行先設備の製造又は建設の中止内容を本共同企業体に通知して、当該区間の移行先設備の製造若しくは建設の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 国は、前項の規定により移行先設備の製造又は建設を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、当該区間に係る納入期限を変更しなければならない。

(一般的損害)

第21条 バックアップ設備等の提供又は対象設備の撤去に関して生じた損害及び第24条（検査及び引渡し）に基づく移行先設備の引渡し前に、移行先設備について生じた損害その他移行先設備の製造又は建設に関して生じた損害については、本共同企業体はその費用を負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 バックアップ設備等の提供、対象設備の撤去及び移行先設備の製造又は建設について第三者に損害を及ぼしたときは、本共同企業体はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合その他バックアップ設備等の提供、対象設備の撤去及び移行先設備の製造又は

建設について第三者との間に紛争を生じた場合においては、国及び本共同企業体は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第23条 移行先設備の引渡し前に、天災等その他国及び本共同企業体のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、納入場所に搬入若しくは設置済みの設備、材料若しくは機械器具に損害が生じたときは、本共同企業体は、その事実の発生後直ちに、その状況を国に通知しなければならない。

- 2 前項の損害については、本共同企業体はその一切を負担し、本共同企業体は、かかる損害による費用の負担を国に請求することはできない。

(検査及び引渡し)

第24条 各区分について移行先設備の製造が完了し、本共同企業体が第18条（技術確認試験結果審査）に定める技術確認試験結果報告書を国に提出した後速やかに、国は、本共同企業体の立会いの上、当該区分に係る移行先設備の製造が各々の仕様に適合しているか否かを確認し、当該確認の結果を本共同企業体に通知しなければならない。

- 2 各区分について移行先設備の建設が完了した後速やかに、国は、本共同企業体の立会いの上、当該区分に係る移行先設備の建設が各々の仕様に適合しているか否かを確認し、当該確認の結果を本共同企業体に通知しなければならない。
- 3 国は、当該製造や建設が完了した移行先設備が仕様に適合していることを確認した後、本共同企業体が当該移行先設備の引渡しを申し出たときは、直ちに当該移行先設備の引渡しを受けなければならない。
- 4 本共同企業体は、第1項の確認において仕様に適合していないとされたときは、自らの責任と負担において直ちに当該移行先設備を修補等して国の確認を受けなければならない。この場合、当該確認に係る手続は、前3項の例によるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第25条 前条第3項に従って移行先設備の引渡しを受けたときをもって、当該区分に係る移行先設備の所有権が本共同企業体から国に移転し、同時に本共同企業体は当該区分に係る移行先設備を国に引き渡すものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた当該区分に係る移行先設備の毀損又は滅失等による損害は、全て本共同企業体の負担とし、所有権の移転と同時に本共同企業体から国に移転するものとする。ただし、当該損害が専ら国の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。

(移行完了の確認)

第 26 条 国は、各区分に係る移行先設備の引渡しを受けた後、本共同企業体に対し、当該区分に係る周波数移行が完了したことを移行完了報告書の提出をもって速やかに報告する。

(移行先設備の免許手続)

第27条 国は、各区分について、本合意書に基づき本共同企業体から引渡しを受けた移行先設備のうち、無線局の対象となるものについて、免許申請を実施するものとする。

2 本共同企業体は、前項の手続に必要な書類及びデータ等を国に対して不足なく提供し、当該手続の実施に協力するものとする。

(無線局免許の廃止又は変更手続)

第28条 国は、各区分について、対象設備に係る無線局免許の廃止又は変更手続を実施するものとする。

2 本共同企業体は、前項の手続に必要な書類及びデータ等を国に対して不足なく提供し、当該手続の実施に協力するものとする。

(瑕疵担保)

第29条 国は、移行先設備に瑕疵（設計の瑕疵を含む。以下本条において同じ。）があるときは、本共同企業体に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、国は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第24条（検査及び引渡し）第3項の規定により、当該移行先設備について引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が本共同企業体の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 国は、移行先設備の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに本共同企業体に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、本共同企業体はその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 国は、移行先設備が第1項の瑕疵により毀損又は滅失したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

(国の解除権)

第30条 国は、本共同企業体が次のいずれかに該当することにより、本合意書の目的達成が困難と判断されるときは、本合意書の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本共同企業体が正当な理由がなく、移行先設備の製造又は建設に着手すべき期日を過ぎても移行先設備の製造又は建設に着手しないとき。

- (2) 本共同企業体の責めに帰すべき事由により、国が停波期限までに停波措置を実施することができなかったとき。
 - (3) 本共同企業体のその責めに帰すべき事由により、納入期限までに移行先設備を引き渡さなかったとき。
 - (4) 本共同企業体が、前3号に掲げる場合のほか、本合意書上の義務に違反したことによって本合意書の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 本共同企業体が、第32条（本共同企業体の解除権）第1項の規定によらないで本合意書の解除を申し出たとき。
- 2 国は、構成企業が次のいずれかに該当するときは、当該構成企業との関係において本合意書を解除することができるものとする。なお、疑義を避けるために付言すると、本項に基づき、国が一部の構成企業との関係においてのみ本合意書を解除した場合であっても、他の構成企業は、本合意書上の本共同企業体の全ての義務及び役務の履行について引き続き連帯して責任を負う。
- (1) 構成企業が、開設指針に係る開設計画の認定を取り消されたとき。
 - (2) 構成企業が、次のいずれかに該当したとき。
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 構成企業が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、国が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。
 - (3) 構成企業が、第35条（保護すべき情報の保全）の規定に違反したとき。
- 3 第1項の規定により本合意書の全部又は一部が解除された場合においては、本共同企業体は、211億円を違約金として国の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 第1項及び第2項に定めるほか、国は、不可抗力その他いずれの当事者の責めに帰すべき事由によらずに国が停波期限までに停波措置を実施することができなかつたときは、本合意書の全部又は一部を解除することができる。かかる場合、本共同企業体は、国に対し、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(国による任意解除)

- 第31条 国は、全ての移行先設備の引渡しを受けるまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、本合意書の全部又は一部を解除することができる。
- 2 国は、前項の規定により本合意書を解除したことにより本共同企業体に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(本共同企業体の解除権)

- 第32条 本共同企業体は、国が本合意書上の義務に違反したことによって本合意書の履行が不可能となったときは、本合意書の全部又は一部を解除することができる。
- 2 本共同企業体は、前項の規定により本合意書を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を国に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第33条 国は、本合意書が解除された場合においても、本合意書を解除した時点において、すでに第24条（検査及び引渡し）に従って引渡しを受けている区間に係る移行先設備については、これを本共同企業体に返還することを要せず、また、当該移行先設備について一切の対価を支払うことも要しない。
- 2 本共同企業体は、本合意書が解除された場合において、第24条（検査及び引渡し）に従って引渡しを受けていない区間について、引渡未了の移行先設備の出来形部分及びその納入場所に本共同企業体が所有し、又は管理する設備、工事材料、機械器具、仮設物その他の物件（受任者若しくは下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、本共同企業体は、当該物件を撤去するとともに、納入場所を原状に復した上で（撤去した対象設備を製造又は建設し、当該設備により通信できる状態に復することを含む。以下本条において同じ。）、国に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、本共同企業体が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は納入場所を原状に復さないときは、国は、本共同企業体に代わって当該物件を処分し、納入場所の原状復帰を行うことができる。この場合においては、本共同企業体は、国の処分又は原状復帰について異議を申し出ることができず、また、国の処分又は原状復帰に要した費用を負担しなければならない。
- 4 前項に規定する本共同企業体の採るべき措置の期限、方法等については、国が本共同企業体の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第34条 本共同企業体が、本合意書に基づく賠償金、損害金又は違約金を国の指定する期間内に支払わないときは、国は、その支払わない額に国の指定する期間を経過した日から移行先設備の引渡日まで年2.7パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した利息を付した額を追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、国は、本共同企業体から遅延日数につき年2.7パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(保護すべき情報の保全)

第35条 国及び本共同企業体は、本合意書の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 本共同企業体は、別紙6「特約条項」の定めるところにより、保護すべき情報の保全を確実にしなければならない。

(国からの支援等)

第36条 国は、本共同企業体が本事業の履行を行うに当たり必要な支援を行うものとする。

2 国及び本共同企業体は、本事業を円滑に進めるために、連絡調整会議を開催し、必要な協議を行うものとする。

(補則)

第37条 本合意書に定めのない事項及び別紙1から別紙6にかかる修正については、必要に応じて国と本共同企業体とが協議して定める。

(以下余白)

以上、本合意書成立の証として、本書2通を作成し、国及び本共同企業体記名押印の上、国及び本共同企業体の代表者が原本を各自1通ずつ保有し、本共同企業体の構成員である2社がその写しを保有する。

平成30年12月31日

(国)

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省整備計画局長 西田 安徳



(本共同企業体)

1. 7GHz 帯周波数移行促進共同企業体

代表企業

KDDI 株式会社

東京都千代田区飯田橋3丁目10番

代表取締役社長 高橋 誠



構成企業

沖縄セルラー電話株式会社

沖縄県那覇市松山1丁目2番

代表取締役社長 湯浅 英雄



構成企業

楽天モバイルネットワーク株式会社

東京都世田谷区玉川1丁目14番

代表取締役社長 山田 善久



別紙1 本共同企業体が負担する費用の範囲

1 無線設備及び付帯設備

- (1) 空中線
- (2) 導波管
- (3) 送受信器
- (4) 電力増幅器
- (5) 記録装置
- (6) 光連接装置
- (7) プリセ렉タ (のみ)
- (8) 送受信ろ波器
- (9) 乾燥空気圧入装置
- (10) 光ケーブル等
- (11) 計測器、整備教育用器材及び予備部品等の補用品
- (12) 機器据付、空中線組立工事費
- (13) 器材設計、回線設計及び置局調査費
- (14) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

2 非常用可搬型無線機

- (1) 空中線
- (2) 導波管
- (3) 送受信器
- (4) 電力増幅器
- (5) 送受信ろ波器
- (6) 乾燥空気圧入装置
- (7) ケーブル等付属品
- (8) 搭載用車両及び発動発電機
- (9) 器材設計費
- (10) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

3 施設整備

- (1) 局舎建設費
- (2) 空中線鉄塔建設費
- (3) 調査及び設計費
- (4) 付帯工事
- (5) 空調及び電源 (発動発電機及び無停電電源装置)

- (6) 工事に伴い発生する器材等移設費用
- (7) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

4 撤去費

- (1) 局舎及び空中線鉄塔撤去費用
- (2) 旧無線設備廃棄費用
- (3) 関連機器廃棄費用
- (4) 局舎等撤去に伴い発生する器材等移設費用
- (5) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

5 事業継続補償費用

- (1) 広帯域専用線借上げ費用
- (2) 接続用インターフェース器材
- (3) その他上記各号に付随又は関連する一切の費用

以 上

別紙2 対象設備一覧表

[illegible]

[illegible]

基地等名	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。

以 上

別紙 3 移行先設備一覧表

[illegible]

基地等名及び納入場所	対象無線設備	対象施設	備考
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局社及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		無線局舎及び鉄塔	発動発電機を含む。
		—	—

以 上

別紙4 各区間（移行先設備・バックアップ）及びバックアップ設備等一覧表

[illegible]

区間	移行先設備 周波数帯	バックアップ区間	インターフェース 装置要否
			否
			否
			否
			否

以 上

別紙5 停波期限及び停波予定日一覧表

区間	停波期限	停波予定日
	平成36年度末 (平成37年3月末日)	

区間	停波期限	停波予定日
	平成36年度末 (平成37年3月末日)	

以 上

別紙6 特約条項

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第9246号21.7.31）別紙）及び、秘密の保全に関する特約条項（秘密保全に関する訓令（平成30年6月27日 省訓第36号）別記第4号様式）を準用する。なお、具体的な準用方法については国と共同企業体で協議の上、定める。

